## 仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、仙北市競争入札等実施規程(平成17年仙北市告示第39号)第7条に規 定する指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (指名停止)

- 第2条 市長は、市の競争入札参加資格者名簿に登載された業者(競争入札参加資格者名簿に登載された建設業者を構成員とする共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。)が別表第1又は別表第2の各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うことができるものとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、指名審査会(仙北市競争入札等実施規程(平成17年告示 第39号)第6条に規定するものをいう。以下同じ。)は、工事等の請負契約のため指名の選 定を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名停止に係る 有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができるものとする。

## (下請負人及び共同企業体における指名停止)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について、 責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に ついて、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行う ことができるものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業 体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を 除く。) について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指 名停止を行うことができるものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同 企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うこ とができるものとする。

# (指名停止の期間の特例)

- 第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ 指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表第1又は別表第2各項に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
  - (1)別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。
  - (2)別表第2第1項若しくは第2項又は第3項から第6項までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項若しくは第2項又は第3項か

ら第6項までの措置要件に該当することとなったとき((1)に掲げる場合を除く。)。

- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1又は別表第 2各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、 指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1又は別表第2の各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1又は別表第2各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

## (指名停止等の通知)

第5条 市長は、第2条第1項及び第3条の規定により指名停止を行ったときは指名停止について(通知)(様式第1号)により、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは指名取消しについて(通知)(様式第2号)により、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間の変更について(通知)(様式第3号)により、前条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止の解除について(通知)(様式第4号)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

### (随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。 ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

### (下請負等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る工事等の 一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

### (指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

### (指名停止該当者の報告等)

第9条 当該市工事等の主管課長等は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる措置 要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、速やかにその旨を指名停止該当者につい て(報告)(様式第5号)により、指名審査会会長に報告するものとする。現に指名停止を受 けている有資格業者について、第4条第5項の規定により指名停止期間の変更又は第4条第6 項の規定により指名停止を解除すべき事由が発生したと認めるときも同様とする。

# (準用規定)

第10条 この基準は、製造の請負、物品の購入、業務の委託及びその他の契約についても準用する。

# (その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、指名停止に係る重要な事案については、指名審査会に おいて審議するものとする。

# 附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1 市において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市の発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)の請負	当該認定をした日から
契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資	1 箇月以上12 箇月以
格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料	内
又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資	
料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当で	
あると認められるとき。	
(過失による粗雑行為)	
2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認	当該認定をした日から
められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)。	1箇月以上6箇月以内
3 市内における工事等で前項に掲げるもの以外のもの(以下「一	当該認定をした日から
般工事等」という)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑に	1箇月以上3箇月以內
した場合において、かしが重大であると認められるとき。	
(契約違反)	
4 第2項に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に	当該認定をした日から
違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認めら	2週間以上4箇月以内
れるとき。	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったた	当該認定をした日から
め、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微な	1 箇月以上 6 箇月以内
ものを除く。)を与えたと認められるとき。	
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であった	当該認定をした日から

ため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与え 1箇月以上3箇月以内 た場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)

- 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったた 当該認定をした日から め、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる とき。
- 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であった ため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合に おいて、当該事故が重大であると認められるとき。

2週間以上4箇月以内

当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準		
措置要件	期間	
(贈賄)		
1 次の(1)、(2)又は(3)に揚げる者が市の職員に対して	逮捕又は公訴を知った	
行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	日から	
起されたとき。		
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権	4箇月以上12箇月以	
を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役	内	
員を含む。以下「代表役員等」という。)		
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事	3箇月以上9箇月以內	
の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)		
に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)		
(3) 有資格業者の使用人で(2) に掲げる者以外のもの(以下	2箇月以上6箇月以內	
「使用人」という。)		
2 次の(1)、(2)又は(3)に揚げる者が市の他の公共機関	逮捕又は公訴を知った	
等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を	日から	
経ないで公訴を提起されたとき。		
(1)代表役員等	3 箇月以上9 箇月以内	
(2)一般役員等	2箇月以上6箇月以內	
(3)使用人	2箇月以上4箇月以內	
(独占禁止法違反行為)		
3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	当該認定をした日から	
(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3	2 箇月以上9 箇月以内	
条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方		
として不適当であると認められるとき(次項に揚げる場合を除		
<.).		
4 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、	当該認定をした日から	
工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められると	3 箇月以上9 箇月以内	
き。		
(競売入札妨害及び談合)		

- 5 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競 | 逮捕又は公訴を知った 売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起されたとき(次項に揚げる場合を除く。)。
- 6 市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又 はその使用人が競売入札妨害又はふ談合の容疑により逮捕され、 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(不正又は不誠実な行為)

- 7 別表第1及び前各項に揚げる場合のほか、業務に関し不正又は 不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であ ると認められるとき。
- 8 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以 上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の 刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契 約の相手方として不適当であると認められるとき。

日から2筒月以上12 箇月以内

逮捕又は公訴を知った 日から3筒月以上12 箇月以内

当該認定をした日から 1 箇月以上9 箇月以内

当該認定をした日から 1 筒月以上 9 筒月以内